

託兒事業の特質

朝 原 梅 一

大正十五年四月發布されました幼稚園令と共に文部省から發せられました、訓令第九號の趣旨を好く承知いたしますと、今更託兒事業の特質を述べる必要もない様に、新幼稚園令は從來の託兒所の内容をも充分に含められて居る様に思はれますが、在來の習慣と云ふものは恐しい強い力を以て居りまして、新幼稚園令の趣旨に叶ふた保育をされることが甚だ尠いのを遺憾といたしますし、また託兒所におきましても、經費不足の關係から、本來の使命を外にして、舊令の幼稚園の内容のみの様な保育を行ふて居るものもあると思はれます、それでありますから、託兒所も本來の使命を果すことを努め、幼稚園も新令の趣旨に添ふ様に努力しなければならぬと思ひます、それで茲に改めて託兒事業の特質を少し述べたいと思ふのであります。

× × ×

託兒事業とは何であるかと申しますとその託兒事業にも農繁期漁繁期等の一時的のものもあります、こゝに常設的な託兒所を主として考へて見ますと、「經兒所は幼兒ヲ保育シテ其心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フト共ニ其ノ家庭ノ生活ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」とて

も申して好いかと思ひます。その目的に就きましては幼児を保育することは幼稚園と同じであります。その家庭の生活を向上せしむると云ふ所に一般な幼稚園保育と少し異つた所があると考へます。その家庭生活を向上いたします方法と致しまして、両親の足手纏ひとなる幼児を朝早くから、夕方まで預りまして、親達は後顧の憂なく、終日労働に従事いたして、それに依りまして家庭の収入を増し家計をより樂にして、多少なりとも貯金でも出来る様に導くことでありまして、これが物質的な家庭生活の向上になるのであります。それからまた、子供を放棄して置きますと、面白くない風習に感染いたしますのに託児所に来て、健全なる發達を遂げると云ふことは、幼兒自らの精神向上の基礎となるのは申すまでもなく、それに伴はれて家庭の親達の精神生活を、向上して行くことになるのであります。殊に精神生活の向上を計るために頻繁に催されます、母の會等におきましては、正しい育児法を授けましたり、或は保健衛生及び經濟等の知識を普及することは、親達の常識を増すことであり、それによりまして幼兒の美しい生活向上の新芽を育てることになるのであります。かくして託児所は幼兒の將來を幸福ならしめる芽萌を育てると共に家庭生活を向上せしめ、その向上の思想は隣の家から隣への家庭へと傳播して託児所の對象地區民一般の生活をも向上することになるのであります。

託児所が晝間働きに出る家庭の幼兒を預つて両親に安心させて働かせるためには、朝早く、労働に出る前から預つて、一日の労働を終つて、夕方歸つて来るまで預つて保育しなければなりません。こゝに於て、朝八時から九時頃から保育を始めまして、午後一時か二時まで保育する幼稚園などと大に異なる所であります。この様に長時間に亘つて保育いたします場合には午前一度午後一度位はちやつを與へる必

要が生じて來るのであります。時とすると、夕方遅くなると幼児のために晩飯の用意をしてやらなければならぬことがあるかも知れません。けれどもこゝに問題となるのは保育料のことでありまして、この様におやつなどが必要になつて、幼稚園よりも多くの經常費を必要とするからと云つて労働者の家庭では幼稚園に行くよりも以上に保育料を出さなければなりません。現在の労働者の生活状態では多額の保育料は負擔することの出來ない状態にあるのでありまして、幼稚園では保育料二圓乃至五圓を徴収する園が普通の様であります。託児所では日納は三錢乃至五錢でありまして、月納は一圓乃至一圓二十錢が一番多い様であります。そこで官公衛の經營は何等困難はありませんが、私設の團體ではその維持費に、困つて居りました所から、從來はその經營を助ける意味に於て、基礎鞏固な團體に對しましては、宮内省の御下賜金及び國庫（内務省）府縣、市町村恩賜財團、慶福會等から社會事業獎勵助成金を交付され、その外に託児所後援會其他の寄附金がありまして、これを經費に充て、託児の家庭から徴収する保育料は主なる經費になつて居なかつたのでありましたが、近年特に篤志家の寄附金が減少し交付金も減額する等のこともありまして託児所の經營難に陥りまして、段々保育料を増額して、甚しきは幼稚園に變つて終ふ様なものもあり、保育時間を短縮して、おやつ（間食）を與へない様な傾向のものもあります。こうして託児所とか保育園とか申しましても内容は昔の幼稚園ので、幼稚園令に依らない幼稚園的なものが非常に多くなつて行く傾向があります。こうした保育事業ではこゝに主張しやうといたします。本筋の託児事業の使命を果すことは出來ないのであります。

更に保育すべき幼児そのものに就いて考へて見ますと、幼稚園の様に年齢が揃ふて居りません。託児

所の使命を果す託児所は極めて年齢が不揃で、終了式などで見ると、満六年で小學校に入學するのに、五年間保育、四年間保育、三年間保育等はざらにあるのでありまして、如何に家庭で世話のやける幼児が長い間託児所で保育されたか、知られます。またつまらぬことでありますが、幼児の服装などに就いて見ましても、和服のものもあれば洋服のものもあり、時には季節はづれのものを着て居るものもありそれが各々相當洗濯と、繕ひとを要するものが多いのであります。それを保母さんなどが氣にして、美しいもの、ござつぱりしたものにしやうといたしますと、そう出来ない家庭の幼児は服狀の點から氣が引けて、託児所に来るのを嫌ふやうになるのであります、だから託児所で上靴や、上草履でも揃へることは出来ません、何時でも種々雑多な思ひおもひのものを持つて居り、寒中でも素足で居るものもあると云ふ始末で、言葉通りの千差萬別を如實に表して居るのであります。こうした状態も外觀から知ることの出来る託児所の違つた所であると思ひます。

ところが幸なことには極めて小さい、また言葉も充分に發しない幼児時代から託児所に預つた幼児は保母に好くなづきまして、極めて素直でありまして保育上で誠に都合が好いので甚だ惠まれる譯であります。それに引き換へて、四歳五歳の時代まで野放ちの様に育てられて居た幼児を新に預りますと、それ等が外の幼児の保育を妨げる様な場合もあります。それで小さい幼児時代から預ることが家庭からも、幼児からも、託児所からも好都合であり、使命を完ふすることになるのであります、従ひまして、保育におきまして、幼稚園の様に遊戲や、唱歌や、手技、自由遊び等で完ふすることが出来ません。お湯に入れたり爪を切つてやつたり髪をとひてやつり濕疹などの手當をしてやつたり、ほころびを縫ふてやつたり甚しきは着物の洗濯をしてやる必要もあるのであります。本當に慈愛に満ちたお母さんの働

さをしなければならんのが託児所の保育であります。

× × ×

託児所はこうして労働者の家庭のち母さんに代つて幼児を保育するのでありますからこうした行き届いた保育をして頂きますと、家庭のち母さんは、自分が幼い子供にでもなつた様に保母さんに自分が保育されて居るとでも思ふ様に大きなお母さんとして、尊敬して家庭の出来事の相談を持ち込んで來るのであります。時には家庭の破壊されんとする安全弁になることもあれば、學校教育の指導者となることもあれば、時には子供の着物の買ひ入れの相談にまであづかつたりする ともあるのであります。幼児の家庭と託児所の保母さんがこうしてしつくりと聯絡が取れまして、幼児が持つて居る身體と精神とを健全に發達させやうとするばかりでなく、家庭の生活が物質的に精神的に、向上する様になるのであります。その向上の生活は前にも申しました様に隣りから隣に移つて、多くの人達の生活が向上する様になつて行くのであります。託児所がその使命として向上させなければならぬ對象地區をもつと云ふことが幼稚園と非常に異つて居る所でありまして、その目的を達するため以上の外に託児所を出して學校へ入つた子供のため児童俱樂部とか簡易圖書室とか、附近及在所の幼児ために健康相談所を設けると安全な遊び場としての児童遊園を設けるとか云ふ様な附帯事業を必要とするのであります。それはなかなか理想通りには參りませんで現在では託児所の機能も充分に發揮することが出來ないのであります。けれども將來は純然たる託児所と、幼稚園に類似した託児所とが明に區別されなければならぬと思ひます。そして託児所と云ふものゝ本當の使命を果すことの出來るものを、もつと重要視しなくてはならぬと思ひます。